

大阪市此花区役所とレッドハリケーンズ大阪との連携協力に関する協定書

大阪市此花区役所（以下「甲」という。）とレッドハリケーンズ大阪（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、スポーツの推進・教育・広報など様々な分野において双方の活動の充実を図るとともに、地域連携を積極的に推進し、地域社会の発展に資するため、パートナーとして相互に連携・協力し、積極的に行動することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1）区民等を対象にしたスポーツ教室の開催
- （2）スポーツの普及、競技力の向上
- （3）トップアスリートやコーチの学校や地域等への派遣
- （4）ICT リテラシーの向上支援
- （5）区政のPRや情報発信支援
- （6）「みる」スポーツの推進
- （7）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協定の見直し）

第3条 甲及び乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、合意の上、書面によって必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定は協定日から令和7年3月31日まで効力を発生する。ただし、甲及び乙のいずれかから、有効期間終了の1カ月前までに改廃の申し入れがない場合は、この協定を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の効力）

第5条 この協定は法的拘束力を持つことを意図しておらず、またそのように解釈されないものとし、したがって具体的な権利義務を生じさせない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年3月21日

甲 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号
 大阪市此花区長
 高橋 英樹

乙 大阪市北区梅田1丁目10番1号 梅田DTタワー
 株式会社NTTドコモ 常務執行役員 関西支社長
 齋藤 武